兵庫県	西宮市　芦屋市　宝塚市	三級地
	神戸市	四級地
	尼崎市　伊丹市　川西市　三田市	五級地
	明石市　赤穂市	六級地
	姫路市　加古川市　三木市	七級地
奈良県	天理市	四級地
	奈良市　大和郡山市	五級地
	大和高田市　橿原市　香芝市　北葛城郡王寺町	六級地
	桜井市　宇陀市	七級地
和歌山県	和歌山市　橋本市	六級地
岡山県	岡山市	七級地
広島県	広島市	五級地
	三原市　東広島市　廿日市市　安芸郡海田町　安芸郡坂町	七級地
山口県	周南市	七級地
徳島県	徳島市　鳴門市　阿南市	七級地
香川県	高松市	六級地
	坂出市	七級地
福岡県	福岡市　春日市　福津市	五級地
	太宰府市　糸島市　糟屋郡新宮町　糟屋郡粕屋町	六級地
	北九州市　筑紫野市　糟屋郡宇美町	七級地
長崎県	長崎市	七級地

備考　この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和七年四月一日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第二（第二条、第三条関係）

第二条の官署は民間の賃金水準及び物価等に関する事情を考慮して、人事院が適当であると認める官署とし、第三条の級地は当該官署ごとに人事院が定める級地とする。

（削る）

（削る）

備考　この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成二十七年四月一日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第二（第二条、第三条関係）

第二条の官署は次の各号に掲げる官署とし、第三条の級地は当該官署の区分に応じ当該各号に定める級地とする。

一　総務省関東総合通信局電波監理部　五級地

二　前号に掲げる官署と同様に取り扱うことが適当であると人事院が認める官署　官署ごとに人事院が定める級地